

令和 8 年 8 月 1 3 日

市内指定障害児通所支援事業者
市内指定障害児入所施設

} 代表者 様

川崎市健康福祉局障害保健福祉部
障害者施設指導課長

こども性暴力防止法における施行時現職者の犯罪事実確認書の交付申請の手続きについて（通知）

平素より、本市の児童福祉施策の推進に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和 6 年 6 月に成立した、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号。以下「法」という。）は、本年 1 2 月 2 5 日に施行されます。法の対象事業者のうち、犯罪事実確認などの措置が義務となる「学校設置者等」については、施行時現職者に係る犯罪事実確認書の交付申請の時期を分散して行うこととされています（別紙）。

つきましては、施行時現職者に係る犯罪事実確認の交付申請の時期と手続き方法についてお知らせしますので、指定障害児入所施設、指定障害児通所支援事業を設置・運営する法人等においては、以下のとおり、施行時現職者に係る犯罪事実確認書の交付申請の手続きを行っていただくようお願いいたします。

○施行時現職者の定義

施行時現職者とは、法の施行の際、現に存在又は行われている学校設置者等の施設、事業等について、

- ・法の施行の際、現に教員等としてその本来の業務に従事させている者
- ・施行日の前日までに当該業務に従事させることを決定していた者であって、施行日後に当該業務に従事させる者

をいいます。なお、法の施行の際、育児休業、介護休業、産前産後休業等を取得している教員等も、施行時現職者に含みます。

1 対象施設・事業所

川崎市内に所在する次の施設・事業所

- （１）指定障害児入所施設
- （２）指定障害児通所支援事業（※）

（※）児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

2 交付申請対象月（神奈川県における対象月）

令和9年8月、9月

※対象従事者に予見可能性を持たせないため、交付申請対象月の4か月前までは、対象従事者への情報共有範囲は、必要最低限としていただくようお願いします。

3 施行時現職者に係る犯罪事実確認書の交付申請手続き方法

学校設置者等は、次の（１）から（３）までに示す手順に従って、犯罪事実確認書の交付申請の手続きを行ってください。

（１）学校設置者等は、交付申請対象月に、施行時現職者に係る犯罪事実確認書の交付申請を行ってください。

原則として、交付申請対象月における申請を基本としますが、その間で対応がどうしても難しい場合には、交付申請対象月の前後1か月（令和9年7月及び令和9年10月）を含めて、計4か月以内に申請が完了するようにしてください。

（２）学校設置者等（又は施設・事業所の長）は、施行時現職者に対して、交付申請対象月の4か月前に、申請時期等（戸籍の取得の必要性等）を伝達してください。

4か月前に申請手続きが必要な旨を伝達する際、戸籍等の取得（マイナンバーカードをスマートフォンにかざして取得する際など）に必要な戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の有効期限が3か月であることを踏まえ、戸籍の提出を行う予定日から起算して3か月以内の日に戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の取得手続きを行うよう伝達してください。3か月を過ぎると無効となり、再取得が必要となりますので、ご注意ください。

（３）学校設置者等は、全ての施行時現職者の犯罪事実確認が完了したとき、その旨をシステム上で報告してください。完了報告の具体的な方法については、別途お知らせします。

4 問合せ先

不明点等がある場合は、「こども性暴力防止法照会窓口」等にお問い合わせください。

こども性暴力防止法照会窓口

○電話による問合せ

専用ダイヤル 03-5357-1146 受付時間：平日 9時から17時まで（年末年始除く）

○フォームによる問合せ

<https://ssl.form-mailer.jp/fms/85b61250877898>

5 その他

（１）分散方法の詳細については、添付のこども家庭庁の通知を御参照ください。

（２）こども家庭庁が作成したQ&Aを本通知に添付していますので御活用ください。

（３）所定の期間に犯罪事実確認が完了しなかった場合は、令和11年7月から同年12月24日までの猶予期間において、必ず犯罪事実確認を完了する必要があります（別紙）。

【発信元】

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課

住 所 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電 話 044-200-0082（事業者指導）

044-200-2927（事業者指定）

FAX 044-200-3932

メール 40sidou@city.kawasaki.jp